

工業用水道事業

中期経営計画

【平成22年度～平成31年度】

平成22年3月策定

(平成28年3月改訂)

愛媛県公営企業管理局

目 次

第1章 計画策定趣旨	1
1 計画策定の意義	1
2 計画の位置付け	1
3 計画策定の期間	1
第2章 事業の現状・課題	2
1 社会的背景	2
2 事業の現状	4
3 事業の課題	7
第3章 事業の必要性の検証	9
1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性	9
2 公営企業としての実施の必要性	9
第4章 経営の基本理念及び基本目標	10
1 基本理念	10
2 基本目標	10
3 数値目標	10
4 基本目標以外の重点項目	11
第5章 計画推進に向けた具体的な取り組み	12
1 工業用水の安定的な供給体制の確立	12
2 受水企業とともに歩む事業の実現	14
3 危機に強い運営体制の整備	14
4 環境に配慮した事業の実施	15
5 東予インダストリアルパークの早期分譲	15
第6章 中期経営見通し	16
1 収支計画	16
2 企業債残高の見通し	17
第7章 計画達成状況の評価・公表方法	18
1 計画の推進	18
2 計画の評価及び公表	18

第1章 計画策定趣旨

1 計画策定の意義

本県の公営企業は、これまで平成17年度を初年度とする5年間の「中期経営計画」を策定し、本県の公営企業がさらなる企業性・公共性を発揮できるよう、目標と取組内容を明確にし、効率的な事業運営に取り組んできた。

しかしながら、景気の低迷が続く中、地方公共団体の財政事情は厳しさを増し、環境問題への取り組みの強化も求められるなど、政権交代による大きな政策転換も相まって地方公営企業を取り巻く経営環境も大きく変容している。

このような中、本県公営企業についても、一層の経営効率化はもとより、事業運営の安定化、環境問題への対応も必要となってきた。

こうしたことから、今後、耐震化への対応などを着実に進めていくなかで、経営目標と取組状況を把握しながら経営を行うため、引き続き、中長期的視点に立って「経営計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

平成17年3月29日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、各地方公共団体が行政改革を進めるために集中的に取り組む具体的な事項を住民にわかりやすく明示した計画である「集中改革プラン」の策定が求められるとともに、平成21年7月8日付け総務省公営企業課長外通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」でも同様の趣旨が助言されている。

当局では、本県が平成18年3月に策定した「愛媛県構造改革プラン」の中で、当局における今後の中期的な経営改革の目標及び目標達成に向けたスケジュールを策定し、この「愛媛県構造改革プラン」を「集中改革プラン」として位置付けている。

本編は、「愛媛県構造改革プラン」に掲載した工業用水道事業における改革目標を実現するための具体的な方策を記した実施計画となるとともに、平成26年8月29日付け総務省公営企業課長外通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」における「経営戦略」として取り扱うものである。

3 計画策定の期間

平成22年度から31年度までの10年間とする。

そのうち、平成22年度から26年度までの5年間は前期計画期間とし、27年度から31年度までの5年間は後期計画期間として位置付けており、前期計画期間満了時点で見直しを行ったものである。

第2章 事業の現状・課題

1 社会的背景

(1) 不透明な景気動向

国による経済対策の効果が地方にまで波及しておらず、円安による原材料価格の高止まりや経済のグローバル化による企業間競争の激化により、県内産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

消費増税の延期や軽減税率の導入検討などの影響もあり、個人消費や雇用情勢から徐々に景気が回復している兆候は窺えるが、米国での利上げ局面入りや中国・新興国経済の減速懸念など、外需環境の不透明感から、回復のペースは依然緩やかであり、今後もこのペースが続くものと見込まれている。

(2) 人口減少・高齢社会の本格的到来

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、今後、加速度的に減少する見込みである。また、高齢化がますます進展し、平成47年には、3人に1人が65歳以上の老年という、超高齢社会を迎える。人口減少・高齢社会の本格的な到来により、生産年齢人口の減少に伴う労働力の低下と経済活動の停滞、地域での様々なコミュニティ活動を支える人材の不足など、深刻かつ広範な影響が懸念される。

こうした問題に的確に対応するため、国は、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。これらを勘案しつつ、本県では、平成26年12月に、人口問題総合戦略本部を立ち上げ、平成27年10月には、人口の現状と将来の展望を提示する「愛媛県人口ビジョン」及び、人口ビジョンを踏まえて今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策と地域の活性化に取り組んでいる。

(3) 地震防災対策の推進

平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災を経験した我が国は、これらの経験を踏まえた防災対策整備を重点課題として掲げている。

本県については、全域が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、指定行政機関である県は、同法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定が義務付けられている。

これを受け、本県では愛媛県地域防災計画を策定し、被害拡大防止を図るとともに、迅速な復旧のため、関係機関との連携強化に努めるなど、地震等の災害被害の軽減を図る防災体制の構築を推進している。

(4) 低炭素、環境共生型社会の実現に向けた取り組み意識の向上

地球温暖化問題への取り組みが世界的にも最重要課題の一つと位置付けられる中、二酸化炭素の排出削減に向けて、企業や地域において、省エネ効果の高い機器等の利用や太陽光発電等の再生可能なエネルギーの活用や森林保全の取り組みが広がっている。

(5) 地方公共団体財政健全化法の全面施行

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定により、公営企業ごとの「資金不足比率」並びに公営企業を含む地方公共団体の財政状況を示す「連結実質赤字比率」、「実

質公債費比率」及び「将来負担比率」の算定及び公表が義務付けられた。これらを通じて公営企業の経営状況等が明らかにされるとともに、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業については議会の議決を経て経営健全化計画を定めなければならないこととなった。

各地方公共団体では、こうした状況を踏まえ、公営企業の抜本改革が強く求められており、事業そのものの意義や必要性、民間への事業譲渡や地方独立行政法人、民間委託等の事業手法等について検討する必要がある。また、道州制導入などの行政システムの変革も考慮しながら、引き続き公営企業形態で事業を行う場合には、経営改革によって公営企業の経営基盤の強化を図っていくことが求められている。

なお、本県の工業用水道事業においては、会計全体では資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

(6) 市町村合併の進展や広域自治体のあり方の見直し

近年の市町村合併の進展等により、基礎自治体である市町村の行政体制整備が進んでいる。また、国と地方が適切に役割を分担し、地域における行政は地方が自主的かつ総合的に担うとの視点から、道州制への移行等、国と基礎自治体の間に位置する広域自治体のあり方の見直しに関する論議が行われている。

2 事業の現状

(1) 事業の実施状況

本県が運営する工業用水道事業には、松山・松前地区工業用水道(昭和39年4月1日から給水を開始)、今治地区工業用水道(昭和46年10月1日から給水を開始)及び西条地区工業用水道(昭和59年4月1日から給水を開始)の3事業がある。

① 松山・松前地区工業用水道

松山・松前地区工業用水道は、農業用水、工業用水道及び発電の3事業が共同で実施する道前道後平野水利総合開発事業の一環として昭和34年度に着工し、昭和39年度から給水を開始したものである。

本工業用水道は、面河ダムを水源とし、中山川逆調整池を経て、農業用水との二者共同施設となっている道後導水路と道後北部幹線用水路とを經由し、毎秒1.29m³(日量111,456m³)の工業用水を畑寺浄水場に導水している。同浄水場において、薬品沈殿処理を行い、その後、自然流下方式により、延長約15kmの配水管(口径1,000mm～450mm)を經由して、松山市及び松前町の臨海部に立地している企業2社に計画給水量日量106,000m³全量の給水を行っている。

- ・計画給水量 106,000m³/日
- ・契約水量 106,000m³/日

② 今治地区工業用水道

今治地区工業用水道は、治水、かんがい、上水道及び工業用水道の4事業が共同で実施する蒼社川総合開発事業の一環として昭和42年度に着工し、昭和46年度から給水を開始したものである。

本工業用水道は、玉川ダムを水源とし、同ダムの下流約4km地点に設置した玉川取水堰から、上水道を含めた都市用水として日量100,000m³(工業用水60,000m³/日、上水40,000m³/日)を取水し、沈砂池を経て、導水管(内径1,200mm、延長約6km)により今治市小泉の浄水場まで導水している。その後、沈殿池手前で工業用水と上水に分離した上で薬品沈殿処理を行い、延長約13kmの配水管(口径800mm～100mm)を經由して、自然流下方式により、今治市内の14工場に計画給水量日量55,800m³ほぼ全量の給水を行っている。

- ・計画給水量 55,800m³/日
- ・契約水量 54,700m³/日

③ 西条地区工業用水道

西条地区工業用水道は、加茂川総合開発事業の一環として昭和40年度から調査を開始し、昭和45年度までは黒瀬ダム関連水源費補助事業として事業を実施していたが、昭和46年4月から工業用水道専用施設の建設に着手し、昭和59年度から一部給水を開始したものである。

本工業用水道は、黒瀬ダムを水源とし、同ダムの下流約4kmの西条市長瀬地点に取水堰を設け、取水、導水、浄水及び配水の各施設を経て、自然流下方式により西条市及び新居浜市の工業地帯に立地している企業41社46工場に計画給水量の約8割に当たる日量67,365m³の給水を行っている。

なお、西条地区工業用水道事業は、平成22年3月31日に計画給水量を当初の229,000

m³/日から87,420m³/日に縮小し、経営規模の見直しを実施した。

- ・計画給水量 87,420m³/日
- ・契約水量 67,365m³/日(平成28年3月1日現在)

▼ 県営工業用水道事業の概要

項 目	松山・松前地区工業用水道	今治地区工業用水道	西条地区工業用水道
浄水場所在地	松山市畑寺町35	今治市小泉一丁目11の1	西条市中野甲1790
開発事業名	道前道後平野水利総合開発事業	蒼社川総合開発事業	加茂川総合開発事業
ダ ム 名	面河ダム(表流水)	玉川ダム(表流水)	黒瀬ダム(表流水)
取 水 量	1.29m ³ /秒 (111,456m ³ /日)	0.695m ³ /秒 (60,000m ³ /日)	1.088m ³ /秒 (94,000m ³ /日)
計画給水量	106,000m ³ /日	55,800m ³ /日	87,420m ³ /日
事 業 費	2,324,098千円	1,803,671千円	37,046,278千円
工 期	昭和35年3月～ 昭和40年3月	昭和42年7月～ 昭和47年3月	昭和40年4月～ 平成19年3月
給 水 地 域	松山・松前地区の工業地帯	今治市及びその周辺の工業地帯	西条市及びその周辺の工業地帯
給水開始年月日	昭和39年4月1日	昭和46年10月1日	昭和59年4月1日
契約給水量	106,000m ³ /日	54,700m ³ /日	67,365m ³ /日

※ 契約給水量は平成28年3月1日現在の値

(2) 給水量の推移

平成22年度から26年度までの各地区別の契約給水量の推移は以下のとおりである。

(単位：m³/日)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
松山・松前地区	106,000	106,000	106,000	106,000	106,000
今治地区	54,700	54,700	54,700	54,700	54,700
西条地区	63,375	64,440	66,945	66,985	67,075
計	224,075	225,140	227,645	227,685	227,775

(3) 経営状況

「西条地区工業用水道事業経営改善計画」に基づき、平成21年度に計画給水量を見直すなど経営規模の適正化を行った結果、平成22年度以降西条地区工業用水道の損益収支は黒字に転換している。また、他の地区及び事業全体においては黒字を維持している。

平成26年度は地方公営企業会計制度の見直しに伴い、新たな会計基準が適用されたことから、退職給付引当金の追加計上などの一時的に発生する費用が増加したが、引き続き各地区・事業全体のいずれも黒字となった。

(4) 料金

経済産業省が定める「工業用水道料金算定要領」に基づき、効率的な経営のもとにおけ

る適正な総括原価と料金収入とが一致する総括原価方式（各地区で総括原価に基づき料金設定を行う個別原価主義）により算定している。

また、公共性と公正な給水義務を負いつつ、ユーザーが限られている実態において設備投資費用を回収し工業用水の安定給水を確保するため、責任使用水量制を採用している。

各地区の料金の平成28年4月1日時点での料金単価は、次のとおりである。

	松山・松前地区	今治地区	西条地区
基本料金（1 m ³ 当たり）	14円65銭	10円85銭（第1種） 11円90銭（第2種）	24円20銭

3 事業の課題

工業用水道事業においては、経営している3事業のうち今治地区工業用水道及び西条地区工業用水道では、独自の課題を抱えている外、次のとおり共通の課題に直面している。

(1) 今治地区工業用水道

今治地区工業用水道は、今治市内の中小のタオル染色工業を中心とした組合と石油会社に対して給水を行っており、計画給水量(55,800m³/日)のほぼ全量を供給する契約を締結している。

しかしながら、主な給水先であるタオル染色工業各社は、輸入タオルの急増等に伴い、生産量の減少が続いていた。近年は、タオルのブランド化等の努力により、生産量は増加傾向にあるが、実績給水率(契約水量に対する実給水量の比率)は40%前後と低迷している。

一方、今治市は、新たに「今治市上水道基本計画」及び「今治市水道ビジョン」を策定し、工業用水と共同利用している浄水場を移転する計画であることから、移転後も安定した経営ができるよう今治市と協議を続けているところである。

(2) 西条地区工業用水道

西条地区工業用水道は、抜本的な経営改善に取り組むため、平成20年度に計画給水量の縮小を骨子とする「西条地区工業用水道事業経営改善計画」を策定し、平成21年度に計画給水量の縮小等に係る諸手続きを完了した。これにより、平成20年度から平成29年度までに見込まれる資金不足額を大幅に軽減でき、今後、一般会計から貸付けを受けなくとも、公営企業管理局内部の自助努力によって経営が維持できる見通しである。

しかし、既に一般会計から貸付けを受けた156億円については、当面返済の目途が立たないことから、今後とも着実に経営改善を図っていく必要がある。

(3) 地震防災対策の推進

南海トラフ地震等による被害等の軽減を図り、工業用水の安定供給を維持するため、地震防災対策を一層推進する必要がある。四国4県では、大規模災害の発生時における「工業用水道被災時の相互応援に関する協定」を平成22年2月24日に締結しており、各県が被災県に対し資機材等の提供や職員の派遣等を行うこととなっている。

また、工業用水道施設の中には、建設後40年以上経過した施設が多くあり、隧道や管路などの土木構築物についても、老朽化が懸念される時期となっている。

このため、適切な維持補修、延命化対策の実施や老朽化対策を進める必要があるとともに、緊急時に備えた物資、資機材の備蓄も必要となっている。

(4) 効率的な組織体制の構築と技術力の維持・継承

料金単価の動向や将来的な施設の更新費用等を考慮すれば、効率的な組織体制を構築することにより、経営の効率化を図る必要がある。

一方、工業用水の安定供給を維持するためには、職員の退職に伴う技術力の低下を防止していく必要がある。

(5) 工業用水需要の伸び悩み

全国的に工業用水の需要量は、昭和50年代以降、産業構造の変化等により横ばい傾向であるが、原水補給量は、水のリサイクル技術の進展により漸減傾向にある。こうした状況の中で、健全経営を確保するため、経営規模の適正化やコストの縮減に努めるとともに、新規需要の開拓による契約給水量の拡大に取り組む必要がある。

(6) 気象条件の変動

降雨量の変動幅の増大等の気象条件の変動等により、渇水や集中豪雨による被害等が発生するおそれがあるため、工業用水道事業者においても、こうした被害を軽減し、工業用水の安定供給を図るため、的確な対応が求められている。

第3章 事業の必要性の検証

1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

工業用水道事業は、以下の理由により、引き続き事業を実施していく必要がある。

- ① 工業の発展により地域の振興を図り、県民がより豊かな生活をしていくためには、基礎的社会基盤として、工業用水が安定して供給されることが必要不可欠であること。
- ② 臨海工業地帯での地下水の大量汲上げによる地下水位の低下や塩水化、さらには地盤沈下といった地下水障害を未然に防止し、国土を保全する役割を担っていること。
- ③ 企業誘致・工業開発のための工場立地条件整備の一環として重要な役割を果たしており、加えて地域経済への波及効果（雇用の創出、所得効果、税収効果等）も期待できること。

2 公営企業としての実施の必要性

工業用水道事業は、以下の理由により、現時点では民間企業での実施は困難であり、引き続き公営企業として事業を実施していく必要がある。

- ① 利潤追求以上に、まずは、多くのユーザー企業に対して、質・量ともに安定的に供給していくという、公共性・公益性を備えていること。
- ② 新たな開発が困難な水源と管路を一体的に整備していることから、地域独占的性格が強く、競争的市場があるガスや通信など他の公益事業と違い、ユーザーが供給者を自由に選べる市場環境ではないこと。
- ③ 水源の確保をはじめ新規水源の開拓や転用など、水資源活用上もユーザー企業だけでなく社会生活にも影響が及ぶことから、大局的に検討すべき性格を有していること。
- ④ 資本整備に当たって、多額の先行投資を要するにもかかわらず、国庫補助制度により低廉な価格で供給することが可能となっているが、国庫補助金の交付は地方公共団体及び地方独立行政法人に限られていること。また、事業者が地方公共団体の場合、各種税が免除されるとともに、配水管等の道路占用料が免除されるなど、現行制度の下では、官民格差が大きいこと。

第4章 経営の基本理念及び基本目標

1 基本理念

地方公営企業法に基づく地方公営企業として、引き続き、工業用水道事業を運営していくこととし、次の基本理念により更なる経営改革を進める。

地域産業の振興に不可欠な「工業用水の安定供給」と「効率的な経営」を実現する。

2 基本目標

目 標	取り組み事項
1 工業用水の安定的な供給体制の確立	① 財政基盤の強化
	② 効率的な組織体制の構築
	③ 安定給水を確保するための施設の維持
	④ 技術力の維持・継承
2 受水企業とともに歩む事業の実現	① 安定供給維持に向けた受水企業との協力
	② 受水企業との相互理解の促進
	③ 顧客満足度の向上
3 危機に強い運営体制の整備	① 危機管理対策
	② 渇水時における利水者間での利害調整
	③ 他の事業者との連携強化
4 環境に配慮した事業の実施	① 環境に配慮した水利用や水源地域との連携強化
	② 省エネルギー設備の利用推進
	③ 資源の有効活用
5 東予インダストリアルパークの早期分譲	

3 数値目標

基本目標	数値目標	
	項目	計画年度及び目標値
1 工業用水の安定的な供給体制の確立	契約給水量	H 2 2年度末 231,912m ³ /日
		H 2 3年度末 234,000m ³ /日
		H 2 4年度末 237,568m ³ /日
		H 2 5年度末 240,447m ³ /日
		H 2 6年度末 244,515m ³ /日
		H 2 7年度末 246,083m ³ /日
		H 2 8年度末 247,652m ³ /日
		H 2 9年度末 249,220m ³ /日
		H 3 0年度末 249,220m ³ /日
		H 3 1年度末 249,220m ³ /日
	遊休資産売却面積	H 2 9年度まで 1,700m ²
	施設の耐震化率 (資材備蓄含む)	H 3 1年度まで 100%
3 危機に強い運営体制の整備	危機管理マニュアル	H 2 3年度まで

	等の整備	東南海地震等の対策、大規模風水害の対策 H24年度まで その他（テロ等）の対策
4 環境に配慮した事業の実施	LED照明等の採用率	H31年度まで 照明施設の5%以上
5 東予インダストリアルパークの早期分譲	分譲面積	H29年度まで 12ha(完売)

4 基本目標以外の重点項目

(1) 会計制度の見直し

総務省において「地方公営企業会計制度」が見直され、民間の企業会計基準との、より一層の整合性が図られることとなった。

新たな会計制度は、平成26年度の予算・決算から適用され、移行処理は完了したが、今後とも引き続き適正な会計処理に努める。

(2) 一般会計に依存しない経営改善

西条地区工業用水道事業の経営支援のため、一般会計から平成18年度までに156億円の貸付けを受けてきたが、平成20年度に策定した「西条地区工業用水道事業経営改善計画」の実施により、平成29年度までに見込まれる資金不足額は大幅に軽減できる見込みとなっている。今後は、一般会計からの支援を受けることなく安定経営に努める。

第5章 計画推進に向けた具体的な取り組み

1 工業用水の安定的な供給体制の確立

(1) 財政基盤の強化

① 需要量の拡大等による料金収入等の確保

工業用水の需要拡大に積極的に取り組むことにより、収入の確保や財政基盤の強化に努め、安定した工業用水の供給を確保する。

② 的確な需要予測に基づく機動的な対応

受水企業のニーズの把握に努め、小口給水や雑用水としての供給等ニーズに機動的かつ柔軟に対応する。また、受水企業の実給水量に応じた設備の稼働時間と薬品使用量の最適化を図るとともに、在庫量については工業用水道会計全体で最適化に取り組む。

特定給水の給水期間等についても、受水企業の求めに応じて、弾力的に取り扱う。

③ コストの縮減

給与費や工事費の削減に加えて、高金利企業債の繰上償還や公営企業管理局内部での資金調達、委託費の縮減等に取り組むことにより、品質の確保を図りながら、コストの低減を図る。

④ 工業用水道事業会計全体での資金運用

工業用水道事業においては、個別原価主義により料金収入で得た資金はそれぞれの地区で活用することが原則であるが、西条地区工業用水道においては引き続き資金不足が見込まれるため、当面、電気事業会計からの長期借入れ、及び工業用水道事業会計内での臨時的資金融通により対応することとし、公営企業内での資金運用に取り組む。

⑤ 遊休資産の整理【共通項目】

将来的に利用が見込まれない土地や資産については、積極的に売却や他用途での利活用に努め、収益の確保及び維持管理費用の削減を図る。

(2) 効率的な組織体制の構築

① 組織、人員の適正化【共通項目】

これまで、今治地区工業用水道管理事務所において運転監視業務を外部委託し従事職員数を削減するなど、効率的な組織体制を構築し、経営の効率化に取り組んできたところである。

今後とも、厳しい財政状況を踏まえ、経費削減とサービス向上の観点から、業務効率化の徹底はもとより、年齢構成の平準化や優秀な職員の確保に向けた取り組みの強化を図りながら、組織、人員の適正化に努める。

② 給与等の適正化【共通項目】

企業職員の給与については、他県の企業職員や同種の民間企業との均衡にも配慮しつつ、原則として知事部局職員に準拠した給与制度を採用し、県民の理解と納得

を得られる適正な給与水準の維持に努めており、平成27年度からは、給与制度の総合的見直しに取り組んでいるところである。

今後も、適正な給与水準の確保に努めるとともに、諸手当・旅費についても、知事部局の状況等を踏まえながら、必要に応じて制度・運用全般について、適切な点検と見直しに取り組む。

③ アウトソーシングの推進【共通項目】

工業用水道事業の運営・維持管理の根幹に関わる技術力の保持、向上に最低限必要な業務を除く全ての業務について、アウトソーシングの導入を検討する。アウトソーシングに当たっては、経費削減効果が確実に見込めるものから順次導入するとともに、委託先の撤退、破綻した場合も勘案し判断する。

また、アウトソーシングを導入する場合は、職員の技術力を維持するための直営施設の確保、技術職員の配置定数と在籍する職員数とのバランスや民間委託先行事例での運用状況等を踏まえ、方針を決定する必要がある。

④ 継続的な業務改善による生産性向上【共通項目】

経営効率化を進めるためには、継続的に業務改善に取り組み、個々の職員の生産性の向上を図る必要がある。このため、常に問題意識を持ち、課題を探り改善・改革を行う姿勢を持った職員を養成するとともに、職場における学習風土の醸成を図る。

⑤ 県営事業として行う事業範囲の見直し

道州制の導入等の地方行政制度の見直しについて、今日、様々な議論が行われており、その見直しの方向性を考慮しながら、工業用水道事業のあり方について、調査・検討を進める。

(3) 安定給水を確保するための施設の維持

長期計画に基づく施設の維持管理【共通項目】

大規模地震の発生に備え、耐震診断や対策工事に計画的に取り組むとともに、老朽化対策計画の早期策定を進める。漏水事故等が発生すると、周辺地域に被害を及ぼすおそれがあることから、耐震化対策や老朽化対策を最優先課題と位置付け、取り組むものとする。

また、改良等工事に当たっては、コストの圧縮の観点から、既存施設を長寿命化する「ストックマネジメント」の考え方にに基づき、施設の状況等を的確に把握し、予防的保全や部分改修等を組み合わせた経済的な維持管理計画を策定し、実施する。なお、共同施設の整備については、適正な費用負担等共同事業者との連携の下、適正な執行に努める。

(4) 技術力の維持・継承

① 職員の適正配置及びスキル向上【共通項目】

今後、施設の耐震化対策や老朽化対策への取り組みが求められる一方、経営効率化のため職員数の削減が進められる中で、技術力の維持・継承を図るため、職員の適正な配置と職員一人ひとりの知識やスキルの向上に努める。

具体的には、職員が蓄積してきた知識や技術力の継承を図るため、技術ノウハウのマニュアル整備を推進し、計画的な研修と直接的な業務以外のOJT（職場内訓練）の充実を図る。

② 経営に精通した技術職員の育成【共通項目】

資金調達から施設の維持管理までの業務全般にわたる総合的な知識を有し、コスト意識、経営感覚のある技術職員を育成するため、本局の企画立案、予算部門への配置、知事部局への交流人事等を積極的に行う。

③ 民間委託による技術力の補強【共通項目】

効率的な職員配置を進める中で技術力を維持するため、民間委託に取り組み、民間の技術力の活用を推進する。

2 受水企業とともに歩む事業の実現

(1) 安定供給維持に向けた受水企業との協力

責任使用水量制の下、事業の安定運営確保のため、廃業等やむを得ない場合を除き原則として契約給水量の減量を認めていないが、今後、工場の海外移転等が生じ、受水企業から契約給水量減量に対する要望が出される可能性もあることから、将来にわたる工業用水の安定供給の確保を前提に、減量に対する受水企業の負担について研究を進める。

また、併せて渇水時における料金のあり方についても検討する。

(2) 受水企業との相互理解の促進

工業用水の契約状況、未利用水の状況、経営状況、修繕（改良）工事期間、定期点検時期等について積極的に情報開示を進め、受水企業と事業運営等についての相互理解を促進し、企業活動への影響の軽減を図る。

(3) 顧客満足度の向上

定期的に受水企業との情報交換やアンケート調査等を実施し、受水企業のニーズを事業運営に反映させていくことにより、顧客満足度の向上を図る。

3 危機に強い運営体制の整備

(1) 危機管理対策【共通項目】

「事業継続計画（BCP）」のPDCAサイクルによる不断の見直しを行い、被害拡大の防止と早期復旧に向けた体制整備に努める。

また、早期復旧に必要な資機材の備蓄を進めるとともに、予め想定される危機やその対応方法については、受水企業とも日常的に対応方法の確認、情報交換を密にして、受水企業への影響が最小限となるよう連携強化に努める。

(2) 渇水時における利水者間での利害調整

渇水時等における緊急時の利水者間等の水利用や負担に関する調整方法について、研究を進める。

(3) 他の事業者との連携強化【共通項目】

他県、企業との間での災害時相互応援協定の策定や資材ネットワークの構築、地元市町との連携強化等について取り組みを進め、危機管理体制の強化に努める。

4 環境に配慮した事業の実施

(1) 環境に配慮した水利用や水源地域との連携強化【共通項目】

利水者として河川環境等に配慮しつつ事業活動を進めるとともに、水源地域や社会活動に寄与する事業、自然環境の保全に配慮した事業に積極的に取り組む。

(2) 省エネルギー設備の利用推進【共通項目】

自然エネルギーの利用を推進し、LED照明等の省エネ設備の導入等を図り、温室効果ガスの排出削減に努める。

(3) 資源の有効活用

河川水から分離した泥については、その水捌け特性を生かした再利用を促進する。

5 東予インダストリアルパークの早期分譲

新たな企業立地により工業用水の利用促進を図るとともに、工業用水道事業と相まって企業の生産活動を支援し、地域経済の発展と雇用の確保を図るため、東予インダストリアルパークの早期分譲を進める。

第6章 中期経営見通し

1 収支計画

(1) 損益収支の実績及び見込み（平成21～26年度は実績。平成27年度以降は見込み）

（単位：百万円）

	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	H2 5	H2 6
契約給水量(m ³ /日)	221,725	224,075	225,140	227,645	227,685	227,775
総収益	1,440	1,418	1,442	1,444	1,431	1,655
経常収益	1,440	1,418	1,442	1,443	1,431	1,655
給水料金収入	1,324	1,337	1,354	1,366	1,378	1,378
その他	116	81	88	77	53	277
特別利益	0	0	0	1	0	0
総費用	17,885	1,185	1,161	1,145	1,082	1,329
経常費用	1,390	1,185	1,161	1,140	1,082	1,214
人件費	262	245	247	235	193	197
修繕費	167	130	150	161	141	48
減価償却費	430	434	411	401	396	452
支払利息	368	217	203	188	169	151
その他	163	159	150	155	183	366
特別損失	16,495	0	12	5	0	115
損益	△16,445	233	269	299	349	326

	H2 7	H2 8	H2 9	H3 0	H3 1
契約給水量(m ³ /日)	228,065	247,652	249,220	249,220	249,220
総収益	1,920	1,683	1,698	1,696	1,703
経常収益	1,920	1,683	1,698	1,696	1,703
給水料金収入	1,384	1,551	1,564	1,564	1,569
その他	536	132	134	132	134
特別利益	0	0	0	0	0
総費用	1,276	1,118	1,182	1,195	1,193
経常費用	1,276	1,118	1,182	1,195	1,193
人件費	230	260	269	269	269
修繕費	52	80	142	134	172
減価償却費	451	464	459	464	456
支払利息	134	118	103	88	74
その他	409	196	209	240	222
特別損失	0	0	0	0	0
損益	644	565	516	501	510

(2) 資本的収支の見込み

(単位：百万円)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
資本的収入	15	287	228	459	256
受託収入	0	0	4	5	14
工事負担金	1	1	1	1	1
他会計借入金	14	286	223	453	241
その他	0	0	0	0	0
資本的支出	927	886	1,041	1,259	831
建設改良費	78	182	388	613	195
企業債償還金	740	700	649	642	632
その他	109	4	4	4	4

(3) 投資及び財源についての説明

計画的に耐震調査及び耐震工事を実施するとともに、予防的保全の観点から設備の修繕や改良を実施する。

財源については、損益勘定留保資金を充てるが、西条地区工業用水道については、附帯事業を含めた事業の利益、損益勘定留保資金を以ってなお不足が生じる場合には、電気事業会計からの長期借入など、公営企業内での資金運用により対応する。

2 企業債残高の見通し

(単位：百万円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
企業債総額	9,312	8,810	7,999	7,227	6,449
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
	5,709	5,009	4,360	3,718	3,086

(注) 各年度の4月1日時点

第7章 計画達成状況の評価・公表方法

1 計画の推進

計画策定の実効性を高めるため、Plan（計画策定）→Do（実施）→Check（評価）→Action（見直し）のPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を行う。

(1) Plan（計画策定）

今後10年間の改革目標と具体的な方策を示した愛媛県中期経営計画を策定する。

(2) Do（実施）

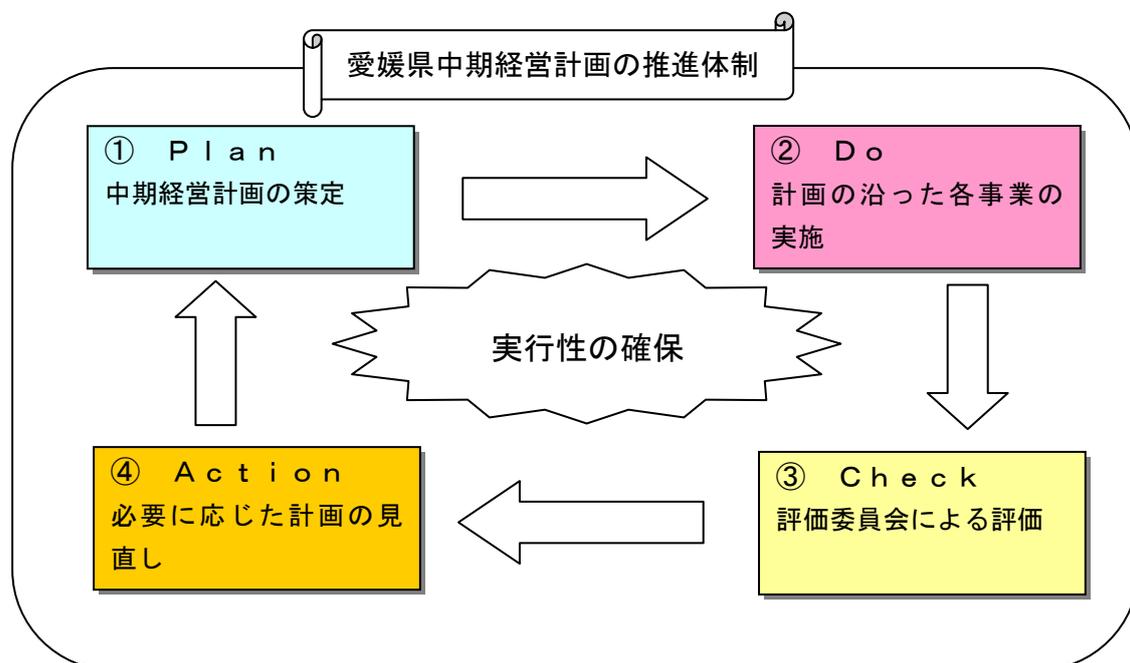
計画に沿って、各事業を実施する。

(3) Check（評価）

年度ごとに本計画で設定した指標（数値目標等）の推移を把握し、計画に対する達成率等の実績評価を、局内に組織する（庁内）業績評価委員会（委員長：公営企業管理局长）で評価を行う。

(4) Action（見直し）

社会情勢・事業実施状況の変化や、（庁内）業績評価委員会の評価結果を翌年度以降の計画に生かすため、必要に応じて計画の見直しを行う。



2 計画の評価及び公表

(1) 計画の評価

行動計画シートにおいて設定した主な指標（数値目標等）について、年度ごとに推移を把握し、局内に組織する（庁内）業績評価委員会（委員長：公営企業管理局长）で評価を行う。

(2) 計画の公表

(庁内) 業績評価委員会において実施した評価については、計画の透明性・実効性を確保するため、毎年度、愛媛県公営企業管理局ホームページにおいて、広く県民や関係団体・企業等に公表する。

(<http://www.pref.ehime.jp/e65100/7656/h12100/main/keikaku.html>)

浄水ケーキ 発売中！

浄水ケーキとは
 浄水ケーキは、浄水場で発生した発生土です。浄水処理の過程で、水分に含まれる濁りの成分を取り出し固めたもので、有害な成分は含まれていません。

特長

- ① 保水性と排水性に優れています。
- ② 養分はほとんど含まれていませんが、他の養土と混合することにより、良質な園芸用土になります。
- ③ 鉢やプランターで花を栽培する時は、他の養土と混合し、その花に適した混合率（概ね 20~50%）で使用してください。混合率が高いと花が咲きにくい場合があります。

販売価格

1 m³ 当たり 100 円 (消費税込)

ただし、1 m³ 未満の端数は 1 m³ とします。



ご利用上の注意事項

- ① 浄水ケーキの運搬は行いませんので、管理事務所までお越し下さい。
- ② 事前に購入予定日をご連絡ください。（土日祝日はお休みです。）
- ③ 運搬や移動の際には、過積載にならないようにお願いします。飛散防止にも、努めてください。
- ④ 浄水ケーキは、その性状を十部ご理解のうえ使用してください。購入した浄水ケーキは、適正な管理をお願いします。（購入後は、購入者の負担と責任で処理をお願いします。）

詳しいことは、下記の事務所にお問合せください。

営業時間: 8:30 A.M. - 5:00 P.M. (平日)

- | | |
|--------------------------|------------------------------------|
| ○西条地区工業用水道管理事務所 (管理課) | 西条市中野甲 1790 番地 (TEL 0897-56-0715) |
| ○今治地区工業用水道管理事務所 (管理グループ) | 今治市小泉 1 丁目 11-1 (TEL 0898-23-0766) |
| ○松山発電工水管理事務所 (工業用水課) | 松山市畑寺町 35 番地 (TEL 089-975-0901) |